

## 代理人が申請するときは委任状が必要です

印鑑登録をするときは、本人と代理人では手続きが異なります。

本人が申請する場合

【その場で登録できる場合】

登録する印鑑のほか、運転免許証・パスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書(写真と公印のあるもので有効期限内のもの)または、成田市に印鑑登録している人の「保証書」を市民課へ持参してください。

【その場で登録できない場合】

本人を証明できるものがない場合は、本人確認をするため「照会書」を自宅に郵送します。照会書の「回

答書」欄に必要な事項を記入して登録する印鑑を押し、市民課へ持参してください。

代理人が申請する場合

代理人が申請する場合、その場では登録できません。登録する印鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」が必要です。本人の意思を確認するため「照会書」を自宅に郵送します。

照会書を受け取ったら、照会書の「回答書」欄に必要な事項を記入して登録する印鑑を押し、本人が市民課に持参してください。

なお、本人が来られない場合、委任状が必要です。

印鑑登録は、市役所1階の市民課で申請してください。赤坂と連山の分室では登録できません。

印鑑登録が済むと

印鑑登録証(カード)が交付されます。印鑑登録証明書を取るときには、このカードが必要です。

「印鑑登録証明書」は市役所市民課のほか赤坂・連山の分室でも取ることができます。

くわしくは市民課(☎20・1525)へ。



本人が申請する場合



代理人が申請する場合

## 消費生活相談

### Q & A

**Q** 古くなった豊表の張り替えをしたいと思い、「表替え2千円から」と書かれたチラシを見て、業者に来てもらいました。検討した結果、6千円の物を頼みました。ところが実際に納品された豊表は、しわや染みがあってとても6千円の物とは思えず、やり直すよう言いたいのですが。



## 豊の表替えのトラブル

**A** チラシを見て自分から業者を呼んだ場合には、訪問販売などと違って、特定商取引法の適用(クーリングオフを含む)がありません。

明らかうそなどがあれば別ですが、解決するには話し合いしかありません。また、その値段に見合った品物かどうかは専門家(業界団体加盟店など)の判断にゆだねるしかありません。

専門家の話では、単なる折りじわなら1、2カ月で戻ることもあるようです。仕事上、豊表に裏から水を打つ

必要があって、そのために一時的に染みのようなすじが入ることもあるようです。その判断は素人には難しいかもしれません。安い値段を強調したチラシに引かれ業者を選ぶのは慎重にする必要があります。

注：特定商取引法の対象となる取引引きは、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務、連鎖販売取引(マルチ商法)、業務提携誘引販売取引、通信販売の6種類で、通信販売を除く5種類は、クーリングオフができます。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

# 相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

29日は祝日のため30日(火)に行います

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政相談 18日(木)10時～3時

不動産相談 16日(火)10時～正午

税務相談 16日(火)10時～3時

外国人相談

25日(木)1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

23日(火)9時～4時

市民よろず相談 20日(土)1時～4時

場所 イオン成田SC2階特設会場

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 5月9日(木)10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 5月7日(火)10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 18日(木)9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 5月9日(木)2時～4時

在宅介護支援センター玲光苑(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 22日(月)10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

## 老齢福祉年金

支払いを受けたら

年金証書は保険年金課へ

4月期の年金支払いは、4月11

日(木)からです。支払いを受け

たら、年金証書は速やかに市保険

年金課へ提出してください(次回

8月分からの年金額を決定して証

書に記入するためです。

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

## 国民年金保険料

納入通知書は届いていますか

社会保険庁から平成14年度国民

年金保険料納入通知書を4月上旬

に郵送しました。1年分前納する

人 または半年分前納する人は4

月30日(火)までに最寄りの金融

機関や郵便局で納めてください

(保険料の割引があります)。

なお、納入通知書が届いていな

い人は、千葉社会保険事務局佐

原事務所(☎0478-551661)へ連絡を。

## 住宅を建設・購入した人に

5年間市で利子補給

市では、住宅金融公庫から資金

を借り入れて、市内に住宅を建設

または購入した場合、次の条件で

利子の補給をしています。

しかし、公庫でも、年金融資・

財形融資・リフォーム融資は対象

になりません。

対象 市町村税を完納しており、

次のいずれかにあてはまる人

給与所得だけの人は、金消費約

前年の合計収入額が800万円

以下であること

給与以外の所得がある人は、金

消費約前年の合計所得額が60

0万円以下であること

申込期間 金融公庫との金消費契

約後6カ月以内(やむを得ない

理由がある場合は1年以内)

利子補給率 契約当初の金利マイ

ナス2%(ただし1%を限度)

利子補給額 年末融資残高(1,

000万円を限度)×利子補給

率(5年間利子補給で、最高額

合計50万円)

くわしくは管轄課(☎20-1552)へ。

## 教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融

資を受け、高校・大学などに入学

または在学している人や、その親

族に在学期間中(最長7年間)の

利子の半額を補給します。

利子補給条件 金融機関から

「国の教育ローン」の融資を受け

次の2つの条件に該当する人

市内に1年以上住んでいる人

市税を完納している人

利子補給の期間 交付決定され

た月から、在学期間(留年した

年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表

住民票(世帯全員が記入された

もの)の写し、市税納税証明書

印鑑、在学または入学を証明できるもの

申請方法などくわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

## 今月の納税

固定資産税・都市計画税(1期分)

納期...4月16日(火)～30日(火)

この期間に1年分をまとめて納付すると前納報奨金が交付されます。

また、納税には便利な口座振替をご利用ください。

くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。